

議 第 8 号

酒造りを手厚く保護する取組の充実を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 税 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

古来から儀式や祭礼行事などに深く根差し、我が国の文化を形作ってきた「伝統的酒造り」は、昨年11月にユネスコ無形文化遺産に登録され、その文化的意義が世界に認められたところである。

しかしながら、今般の急激な米価格の高騰を背景に、酒蔵は存続の危機に瀕し、さらには、酒造好適米から食用米への作付けの転換が懸念され、酒造りの技術や伝統は危機的な状況にある。

酒造りを保護し、次の世代に継承していくために、酒蔵の事業活動を下支えするための継続的な財政措置、酒造好適米の安定的な生産体制の確立など、国による多角的な支援が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を担う酒蔵への支援を通じて、酒造りを手厚く保護する取組を充実させるよう強く要請する。